

議案第40号

教育長の臨時代理による事務の承認について

(教育職員手当等支給規則中改正)

平成30年6月27日教育職員手当等支給規則の改正について、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、臨時に事務を代理したので承認されたい。

平成30年7月27日提出

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

教育職員手当等支給規則の一部を改正する規則

教育職員手当等支給規則（昭和34年横須賀市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表中「75,600」を「88,900」に、「65,900」を「79,100」に、「61,500」を「74,700」に改め、同条第2号の表中「71,400」を「84,000」に、「50,900」を「61,600」に、「47,900」を「58,200」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中改正に伴い、教育職員に支給する管理職手当の額を改めるため、この規則を改正する。

(管理職手当)

第2条 給与条例第3条の2第2項の規定により教育委員会が定める管理職手当の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 再任用教育職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項及び第28条の5第1項の規定により採用された教育職員をいう。以下同じ。)以外の教育職員に係る管理職手当の額は、次の表の職務の級の欄の区分に応じ、それぞれ当該管理職手当の額の欄に定める額とする。

職務の級		管理職手当の額
5級		円 88,900 75,600
4級	横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則(平成12年横須賀市教育委員会規則第10号)第16条に規定する副校長(次項において単に「副校長」という。)	65,900 79,100
	上記以外の者	74,700 61,500

- (2) 再任用教育職員に係る管理職手当の額は、次の表の職務の級の欄の区分に応じ、それぞれ当該管理職手当の額の欄に定める額とする。

職務の級		管理職手当の額
5級		円 84,000 71,400
4級	副校長	61,600 50,900
	上記以外の者	58,200 47,900

- (3) 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員に係る管理職手当の額は、前項に規定する額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年横須賀市条例第9号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する教育職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(参照)

教育長に委任する事務等に関する規則 (抜粋)

(委任の範囲)

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(中略)

(3) 教育委員会規則及び教育委員会訓令の制定又は改廃に関すること。

(中略)

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、前条各号に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の教育委員会会議に報告し、その承認を得なければならない。

